⑮　特定ＪＶとしての資格の認定及び一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２(1)(b)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も、上記４(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑯　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Syuhei Kazusa Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the common duct shaft of Midosuji in R25

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 30 P.M 1 December 2010

(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 14 February 2011 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 14 February 2011 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 14 February 2011)

(6)　Contact point for tender documentation : Kunio Wakasugi Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

○第２号

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　紀北東道路名手川高架橋上部工事（電子入札対象案件）

(3)　工事場所　（自）和歌山県紀の川市野上地先　（至）和歌山県紀の川市上丹生谷地先

(4)　工事内容　工事延長　Ｌ＝260.5m　３径間連続ＰＣ箱桁橋（Ｌ＝103m　最大支間長Ｌ＝48.5m）１橋、５径間連続プレキャストセグメント橋（Ｌ＝157.5m　最大支間長Ｌ＝31.5m）１橋、架設工１式

(5)　工期　契約の翌日から平成24年12月25日まで。

(6)　使用する主要な資機材　コンクリート　1,600㎥、鉄筋　266ｔ、ＰＣ鋼材　46ｔ

(7)から(10)までは、第１号１(7)から(10)までに同じ。

2　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　近畿地方整備局におけるプレストレストコンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁形式が床版橋を除くＰＣ連続橋又は連結橋で、かつ、最大支間長が25m以上の工事。

(ｳ)　架設工法が、移動支保工、片持支保工（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

(ｴ)　上記(ｱ)から(ｳ)は同一工事の施工実績を有すること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｵ)から(ｷ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(ｵ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｶ)　橋梁形式が床版橋を除くＰＣ連続橋又は連結橋の工事。

(ｷ)　上記(ｵ)及び(ｶ)は同一工事の施工実績を有すること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(5)　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記(4)(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす同種工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(d)　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記(a)から(d)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

(6)　本工事に経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(7)は第１号２(1)(g)に同じ。

(8)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9)から(11)は第１号２(1)(i)から(k)までに同じ。

3　総合評価に関する事項

(1)　入札に関する事項

(a)　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

(ｱ)　プレストレストコンクリート橋（壁高欄を含む。）のコンクリートのひび割れ抑制についての品質の確保、向上に資する工夫

(ｲ)　プレストレストコンクリート橋のＰＣ緊張、グラウトなどについての品質の確保、向上に資する工夫

(b)は第１号３(1)(b)に同じ。

(c)　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記(2)によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ)　上記(a)及び(b)の内容が適正であること。

(ｳ)　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。